

埼玉県における令和6年4月以降の 新型コロナウイルス感染症の対応について

埼玉県保健医療部 感染症対策課

R6.3.18

新型コロナは4月から通常の医療体制へ

基本的な考え方

特例的な対応は令和6年3月末で終了し
通常の医療提供体制に移行

	～R5.5.7	R5.5.8～	R5.10.1～	R6.4.1～
		幅広い医療機関による 自律的な通常の対応への移行期間		通常の医療体制へ完全移行
外来	診療・検査 医療機関による診療	幅広い医療機関での対応を促進しつつ 診療・検査医療機関の仕組みを継続		診療・検査医療機関の仕組みを終了 広く一般の医療機関による対応
入院	入院措置を原則 とした行政の関与	軽症・中等症Ⅰ・Ⅱは 6月末まで確保 重症病床は9月末まで 確保	感染拡大時に 重症病床を確保する体制	確保病床によらない入院へ 完全移行

令和6年4月からの変更点①

●埼玉県指定 診療・検査医療機関（国名称：外来対応医療機関）の指定・公表の終了

令和6年3月末で、診療・検査医療機関の指定・公表を終了
併せて、診療・検査医療機関検索システムの運用を終了

※ 令和6年3月末時点の診療・検査医療機関リストは埼玉県ホームページに掲載いたします

3月31日まで

診療・検査医療機関による診療
診療・検査医療機関検索システムの活用

4月1日以降

幅広い医療機関による診療
かかりつけ医や身近な医療機関を
患者自身で受診

●新型コロナ後遺症外来の募集・公表については、令和6年4月以降も継続いたします

➤ 埼玉県ホームページ「新型コロナ後遺症外来について」

※ 罹患後症状の診療に対する診療報酬の臨時的取扱い(147点)は、令和6年3月末で終了となります

令和6年4月からの変更点②

●コロナ専用の相談窓口を終了し、既存の相談窓口へ統合

3月31日まで

コロナ総合相談センター

発熱等の症状があり、受診先の確認・受診に迷う場合
0570-783-770 24時間対応（3月31日は22時まで）

コロナワクチン専門相談窓口

コロナワクチン接種後の副反応・有害事象でお困りの方
0570-033-226 24時間対応（3月31日は24時まで）

外国人向け新型コロナウイルス相談ホットライン

発熱等の症状があり、通訳が必要な場合
04-711-3025 24時間対応（3月31日は22時まで）

4月1日以降

埼玉県救急電話相談

受診の必要性や家庭での対処方法など
※相談料は無料。通話料は利用者の負担になります。

#7119 24時間対応

ダイヤル回線・IP電話・都県境の地域でご利用の場合
048-824-4199

* コロナに関する一般的な問合せ

厚生労働省 新型コロナウイルス感染症電話相談窓口
0120-565653（9:00～21:00）

* コロナワクチンに関する一般的なお問合せ

厚生労働省 新型コロナワクチンコールセンター
0120-761770（9:00～21:00）

外国人総合相談センター埼玉

受診に関することを含む多言語での生活相談など
048-833-3296

月～金曜日(祝日、12月29日～1月3日を除く) 9:00～16:00

令和6年4月からの変更点③

●医療費・コロナワクチンの公費支援

令和6年3月末で、治療薬・入院医療費の公費支援の終了

ワクチンの無料接種も令和6年3月末で終了し、原則有料の定期接種（秋冬）へ

3月31日まで

治療薬・入院医療費の一部を公費支援

生後6か月以上のすべての方が対象の
無料接種

4月1日以降

通常の医療費と同様の自己負担に

- ・市町村による**定期接種**（秋冬に年1回実施）
（65歳以上、60歳～64歳の高リスク者）
- ・原則**有料**
※対象者以外も自費で接種可能

令和6年4月からの変更点④

●情報発信

3月31日まで

新型コロナウイルス感染症総合サイト



4月1日以降

3月末で総合サイトは終了し、4月以降は、以下のページを更新

埼玉県新型コロナの情報発信サイト
「新型コロナウイルス感染症」



定点医療機関による週単位の発生動向把握・公表
ゲノム情報の解析



引き続きサーベイランスを実施し
埼玉県衛生研究所のページ

「感染症情報センター」

で公表します



LINEアカウント

埼玉県-新型コロナ対策パーソナルサポート-
による情報発信



埼玉県-新型コロナ対策パーソナルサポート-は3月末で
アカウントを終了し

4月以降は埼玉県公式LINE「埼玉県庁」より
コロナ関連情報を発信します

●各種補助金の終了

3月31日まで

病床確保料
院内感染発生医療機関支援事業補助金
設備整備・個人防護具の補助金

4月1日以降

病床確保・診療検査医療機関の終了に伴い
各種補助金を終了

●G-MISによるコロナ関連の入力・報告の終了

3月31日まで

日次報告、週次報告による状況把握
空床情報の入力 他

4月1日以降

埼玉県からのコロナ関連の入力依頼は終了
地区医師会等の単位で活用は可能
医療機能情報提供制度等コロナ以外でのG-MISの活用は継続

●コロナ診療報酬特例が原則終了

3月31日まで

〈外来〉 感染対策を講じて発熱患者を診察した際の加算
〈入院〉 中等症患者等の救急医療管理加算
回復期患者受け入れ時の加算 他

4月1日以降

原則終了し、6月からは通常の診療報酬で評価
DPC病棟、療養病棟等の検査・抗ウイルス剤の出来高算定等、
一部特例は継続

●コロナワクチン 医師が相談できる専門医療機関（継続）

3月31日まで

コロナワクチン接種後の有害事象等について
医師が相談できる体制を整備(専門医療機関4病院)

4月1日以降

(継続)

●高齢者施設等への支援（継続）

3月31日まで

COVMAT、eMATの派遣(eMATは4市を除く)
介護施設互助ネットワークによる応援職員の派遣

4月1日以降

通常の感染症対策として継続
コロナ以外の感染症(インフル等)にも対応

●介護サービス事業所向け サービス提供体制確保事業補助金の終了

3月31日まで

通常の介護サービスの提供では想定されない
かかり増し費用を助成

4月1日以降

(終了)

R5度中に発生した補助対象経費で、R5年度中に補助申請が
できなかった分については、R6年度に申請を受付る予定